次

目

則

規

○事務決裁規程の一部を改正する訓令 訓 令 甲

○建設業法施行細則の一部を改正する規則

報

告 示

○浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則に基づく研修

事務を行う者の指定

○飼料試験結果の公表

○県営土地改良事業換地計画の縦覧 ○県営土地改良事業計画の縦覧

○平成十三年宮城県告示第九百五十七号 (漁港漁場整備法に基づく

宮

放置等を禁止する区域及び物件の指定)の一部改正

○平成十三年宮城県告示第九百五十八号(漁港管理条例第十条の二第一項

に基づく施設の指定)(二件

○保安林の指定施業要件の変更の予定 ○保安林の指定の解除の予定

○土地区画整理組合の理事についての届出

(都市計画課)

Ŧî. 兀 四

る。

同 同

Ŧī. Ŧī.

附

この訓令は、

令和一

同

森林整備課

同

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

○土地区画整理事業の換地処分の届出

選挙管理委員会

○証票の無効 ○不在者投票を管理すべき施設の指定の取消しについて

(1)

発

行 宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

令和二年十月十六日

ページ

建設業法施行細則の一部を改正する規則

○宮城県規則第九十七号

事 課 (事業管理課)

第十条第二項第四号を次のように改める。

法第七条第一号に掲げる基準に適合することを証する書類

建設業法施行細則(昭和三十六年宮城県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

入

産 課

畜

(農村振興課)

 \equiv

農村整備課

 \equiv

この規則は、公布の日から施行する。

循環型社会推進課)

第十条第二項に次の一号を加える。

その他知事が必要と認める書類 附 則

令 甲

訓

○宮城県訓令甲第二十四号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十月十六日

(水産業基盤整備課)

三

事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知事

村

井

嘉

浩

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一土木事務所長の専決事項の項第一号中へをトとし、 ホをへとし、二の次に次のように加え

ホ 建設業の譲渡及び譲受け等の認可 (第十七条の二、第十七条の三)

一年十月十六日から施行する。

告 示

六 Ŧi.

誤

正

○宮城県公報第一○七号 (令和) 一年五月二十九日付け) 中

規

則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する

宮城県知事 村

井 嘉 浩

六

則」という。)第十二条第二項の規定により、次のとおり浄化槽の保守点検の業務に関する研修事務 ○宮城県告示第八百九号 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年宮城県規則第四十七号。以下「規

を行う者を指定した。

令和二年十月十六日

村 井 嘉

浩

指定を受けた者の名称及び所在地 公益社団法人宮城県生活環境事業協会

仙台市宮城野区日の出町二丁目五番十五号

安全性に関する検査

令和2年6月収去

宮城県知事

行う研修事務の範囲

規則第十二条第一項各号に掲げる事項に係るもの

 \equiv 指定年月日

令和二年十月八日

○宮城県告示第八百十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七

項の規定により、令和二年六月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。 令和二年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

石巻魚糧工業株式会 社 石巻市	製造事業場等の 名称及び所在地		
同左	収去場所		
イナホ・フィッシュミール63	飼料の名称		
R02.3	襲 (論人) (重入)		
重 金 属-カドミウム,			
鉛, 水銀	武		
	験		
	政		
	В		
津	違反の有無及び違反の内容		

栄養成分に関する検査

令和2年6月収去

公

報

第147号	<u> </u>	令和2年	10月16日	金曜日	'呂'
全 本	仙台留料株式会社	仙台飼料株式会社 本社工場 仙台市	石巻魚糧工業株式会 社 石巻市	フィード・ワン株式 会社 石巻工場 石巻市	製造事業場等の 名称及び所在地
F A	同左	同左	同左	同左	収去場所
松島和牛仕上		Sニューグロアーネオ	イナホ・フィッシュミール63	マルチエース74	飼料の名称
R02.6		R02.6	R02.3	R02.6	製造(輸入)
栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん		栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	栄養成分等-粗たん白質、粗灰分	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	試 験 項 目
浦		津	津	津	違反の有無及び違反の内容

宮

飼料又は飼料添加物の区分の欄中 <u></u> とあるのは, 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、 第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料であるこ

○宮城県告示第八百十一 号

(<u>Ť</u>)

する。 地区土地改良事業 土地改良法 (昭和) (区画整理事業) 一十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により県営出来川左岸下流 計画を定めたので、 同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供

日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる なお、 この土地改良事業計画について不服があるときは、 同条第六項の規定により 縦覧期間満了の

令和二年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

令和二年十月十六日から令和二 一年十一月十六日まで

縦覧場所

涌谷町役場

○宮城県告示第八百十二号

定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。 業多田川左岸地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事

れたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、 することができる。また、この換地計画については、 七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求を なお、 この換地計画について不服があるときは、 同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十 上記の審査請求のほか、 宮城県を被告として、 この換地計画が定めら 仙台地方裁判所に換地

令和二年十月十六日

計画の取消しの訴えを提起することができる

宮城県知事 村 井 嘉 浩

縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

縦覧期間

(3)

令和一 |年十月十九日から令和| 一年十一月十七日まで

縦覧場所

大崎市役所及び加美町役場

○宮城県告示第八百十三号

指定) 平成十三年宮城県告示第九百五十七号 0) 一部を次のように改正し、 令和二年十一月 (漁港漁場整備法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の 日から施行する。

令和] 一年十月十六日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

表網地漁港の項中

石巻市

船以外の船舶 を

図に示す水域
図に示す水域
図に示す水域
図に示す水域
図に示す水域

石巻市

に改める。

○宮城県告示第八百十四号

平成十三年宮城県告示第九百五十八号 (漁港管理条例第十条の) 第 |項に基づく施設の指定) 0

部を次のように改正し、 令和一 一年十月十六日から施行する。

令和一 一年十月十六日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

表網地漁港の項中

泊地 岸壁横泊地 メートル及び幅員一五メートル石巻市網地浜地先のうち別図に示す延長六○ を

泊地 泊地 物揚場横泊 浮桟橋横泊 メートル及び幅員一五メートル石巻市網地浜地先のうち別図に示す延長四 ○メートル及び幅員一五メートル石巻市網地浜地先のうち別図に示す延長 Ŧî.

に改める。

○宮城県告示第八百十五号

部を次のように改正し、令和二年十月十六日から施行する。 平成十三年宮城県告示第九百五十八号(漁港管理条例第十条の二第一項に基づく施設の指定)の

令和二年十月十六日

表仁斗田漁港の項中

宮城県知事 村 井 嘉

浩

泊地

岸壁横泊地

延長七○メートル及び幅員一五メートル石巻市田代浜字仁斗田地先のうち別図に示す

を

延長二二〇メートル及び幅員一五メートル石巻市田代浜字仁斗田地先のうち別図に示す に改める。

 (\Box)

(3)

林の指定を解除する予定である。

○宮城県告示第八百十六号

泊地

浮桟橋横泊地

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安

令和二年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

解除予定保安林の所在場所

牡鹿郡女川町竹浦字鮑古一の一・出島字福合浦九の三(以上二筆について次の図に示す部分に限

二 保安林として指定された目的

魚つき

解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁 (水産林政部森林整備課) 及び女川町役場に備え置

○宮城県告示第八百十七号

いて縦覧に供する。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年十月十六日

1

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉

浩

石巻市 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

2

潮害の防備

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2)整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

石巻市(次の図に示す部分に限る。

 $\frac{-}{1}$

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

次のとおりとする。

保安林として指定された目的

2

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市 (次の図に示す部分に限る。)

(2)その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

(4)間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

 \equiv 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市(次の図に示す部分に限る。

2

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件

3

立木の伐採の方法

事務所の所在地

大和町杜の丘北部土地区画整理組合

(1) 主伐は、 択伐による。

(2) 整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

立木の伐採の限度

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (水産林政部森林

○宮城県告示第八百十八号

合からその理事について、次のとおり届出があった。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組

令和二年十月十六日

宮城県知事

村 井 嘉

浩

組合の名称

黒川郡大和町杜の丘一丁目十四番地二

三 届出の内容

理事に就任した者

住

名

大 場 昭 夫 黒川郡大和町小野字荒井百八十九番地

永 大 場 野 太 仙台市若林区荒井東二丁目六番地の五 黒川郡大和町小野字上田四十四番地

康

子

我 元 博 黒川郡大和町もみじケ丘三丁目二十二番地の十三 仙台市泉区住吉台西三丁目十四番地の十三

○宮城県告示第八百十九号

寿

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理

事業の換地処分について届出があった。

令和二年十月十六日

(5)

土地区画整理事業の名称

宮城県知事 村 井 嘉

浩

仙塩広域都市計画事業代ケ崎浜B地区被災市街地復興土地区画整理事業

 \equiv 施行者の名称

七ヶ浜町

 \equiv 事務所の所在地

七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺五番地の一

兀 換地処分の年月日

○宮城県告示第八百二十号 令和二年七月三十日

法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆 多質城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年

の縦覧に供する。

令和二年十月十六日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画緑地

2 名称

三号 山王緑地

 $\ddot{-}$ 縦覧場所

宮城県庁 (土木部都市計画課)

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十六号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 Ш 章 太 郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一東北医科薬科大学名取守病院の項を削る。